

2019年1月31日

一般社団法人日本外傷学会会員 各位

一般社団法人日本外傷学会  
代表理事 木村 昭夫  
専門医研修施設認定委員会 委員長 井口 浩一

## 外傷専門医研修施設新規認定申請の時限救済策について

外傷専門医研修施設の新規認定申請には、外傷専門医が常勤として勤務していることが必要な条件です。一方で、外傷専門医の資格を取得するためには、外傷専門医研修施設での研修が最低1年間は必須です。

この相互に縛りあった条件下で、外傷専門医の資格を取得できないために外傷専門医研修施設の申請ができない状況に陥っている施設があり、制度上問題があると指摘されています。例えば、地方の救命救急センターではギリギリの人数で運営している施設が多く、その中から他の地方の外傷専門医研修施設に研修に行くことはほぼ不可能です。

この打開策として、2年間だけ時限救済策を講じることにいたしました。この期間は外傷専門医が不在であっても、外傷専門医としてふさわしい候補者が常勤している施設であれば、外傷専門医研修施設に新規申請が可能となります。新規申請が仮認定されれば、その1年後に外傷専門医候補者は専門医資格の新規申請が可能となります。外傷専門医資格を取得した際は、速やかに日本外傷学会事務局に通知してください。その時点で研修施設として正式認定されますので、外傷専門医研修施設の認定証を送付いたします。ただし、仮認定から3年後の研修施設更新申請までに外傷専門医資格を取得できなかった場合、仮認定は棄却されるのでご注意ください。

この時限救済策に申請する条件として、

1. 外傷専門医資格取得予定の候補者を明記すること。その候補者は、責任ある指導的立場の医師であること
2. 日本外傷学会の委員によるサイトビジットをうけいれ、施設基準を満たしているか査察を受けること

以上が必須となります。

上記の時限救済策による外傷専門医研修施設の新規認定申請は  
2019年度、2020年度  
の2期のみ受け付けます。

なお、2019年度の新規認定申請期間については2019年7月に学会ホームページとニュースレターで改めて掲載いたします。

外傷専門医研修施設新規認定申請の時限救済策申請フロー  
 (2019年度申請・仮認定の場合)

年	2019				2020				2021				2022							
月				8				11				12				12				7
研修施設			申請	仮認定	外傷専門医研修施設 仮認定期間															
専門医									申請①					申請②						

※仮認定を受けた施設の専門医資格取得候補者は、  
 2020年度（申請①）あるいは2021年度（申請②）専門医認定審査のいずれかで  
 外傷専門医資格を取得しなければならない。  
 外傷専門医資格を取得できなかった場合、仮認定は棄却される。